

特集 ②

児童手当が始まりました

(1) 「子ども手当」から「児童手当」に名称が変更されました
 (2) 所得制限が設けられました

■児童手当の目的

家庭などにおける生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な成長を支援する目的で支給されます。

■主な変更点

「子ども手当」から「児童手当」に名称が変更されました。支給対象は、0歳から中学校修了前までの子どもです。新たな支給要件として、今年10月に支給される6月分の手当から所得制限が設けられます。引き続き、児童手当の全部または一部を留萌市に寄附することができ、寄附は子育て支援のために活用されます。

■児童手当の概要

支給対象となる子ども	0歳から中学校修了前まで	
受給者要件	0歳から中学校修了前の児童を養育する保護者で、生計中心者の方です。 ・支給対象の児童について国内居住要件が設けられました。(留学は除く) ・両親が離婚協議中で別居している場合は、児童と同居している方が、優先です。(単身赴任を除く) ・未成年後見人や父母指定者(父母などが海外にいる場合のみ)の受給が可能です。 ・児童養護施設などに入所している児童については、施設の設置者などが受給者となります。	
(1) 所得制限額未満	3歳未満	一律 月額15,000円
	3歳以上～ 小学校修了前	第1、2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円
	中学生	一律 月額10,000円
(2) 所得制限額以上 (6月分から)	一律 月額 5,000円	
支給日	平成24年6月7日(木) (平成24年2月～3月分 子ども手当) (平成24年4月～5月分 児童手当) ----- 平成24年10月5日(金) (平成24年6月～9月分) ----- 平成25年2月7日(木) (平成24年10月～平成25年1月分)	
※通常は7日が支払日となりますが、当日が土、日、祝日の場合は、直前の金融機関営業日となります。		

■所得制限について(6月分から)

所得制限の対象世帯は、夫婦と子ども1人の場合、年収917万8000円、夫婦と子ども2人の場合は年収960万円を基準に中学校修了前の児童1人あたり月額一律5000円を支給します。

■手続き

①子どもの出生または転入など(転出予定日)の場合、その翌日から15日以内に手続きをすると、原則翌月分から支給されます。

出生届を提出した時に一緒に手続きするのが最適です。夜間受付や里帰り出産の場合は忘れずに認定請求をして下さい。留萌市に、請求手続きをして認定を受けたいと受給できませんので、ご注意ください。

②公務員の方は、各職場で手続きをして下さい。
 4月から市役所の組織変更に伴い、乳幼児期から青少年までの総合的な支援を行うため児童家庭課を「こども課」として教育委員会に配置しました。児童手当の手続きは「こども課」が担当します。

受付窓口	・こども課(市役所 本庁舎1階 右奥) ☎42-1808
受付時間	・8時50分～17時20分(土、日、祝日、年末年始を除く)
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・請求者(前ページの受給者要件に該当する方)の健康保険証の写し(厚生年金加入者の方) ・請求者名義の通帳の写し(子どもや請求者ではない名義の通帳には支給できません) ・その他必要に応じて書類を提出していただくことがあります。

児童手当Q&A

Q: 制度改正になり、子ども手当の受給者は手続きが必要ですか?

A: 今回の制度改正に伴う新たな申請手続きは不要です。6月に現況を確認する手続きがありますので、その時に手続きをお願いします。(ただし、出生や転入によって留萌市で認定を受ける場合は手続きが必要です)

Q: 留萌市から引越し(転出)する時には手続きは必要ですか?

A: 受給者が転出する時は、児童手当消滅届の手続きをしてください。転出先で新たな申請が必要になります。

Q: 第1子などの数え方について?

A: 第何子目かは、養育されている18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを、年長の子から順に数えます。

例: 長男(19歳)、長女(17歳)、次男(中2)、次女(小6)の家庭の場合

長男(19歳) 数に含めません 支給対象外

長女(17歳) 第1子 支給対象外

次男(中2) 第2子 月額10,000円

次女(小6) 第3子 月額15,000円

特集 ②

平成23年10月分からの子ども手当を受け取るためには、平成24年3月30日までが子ども手当認定請求書の提出期限でしたが、平成24年9月28日(金)までに提出期限が延長されました。まだ申請をされていない方は、お早めに申請してください。

こども課
☎42-1808
本庁舎1階 右奥